

	<p>指標3 未払賃金立替払について、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間(アウトカム)</p>	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		未払賃金立替払は、労働者から請求があった際に審査し支給する事業であり、迅速に処理することが労働者及びその家族の生活にとって必要であるため、目標値は、事業の実施主体である独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(平成26年度～平成30年度)と同一としている。 ※目標値については、5年度ごとに独立行政法人労働者健康安全機構と調整した上で設定している。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成20年度～平成24年度の平均	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		○
		21.8日	15.8日	16.6日	19.5日	16.3日	16.5日	25日		
年度ごとの目標値		25日	25日	25日	25日	20日				

達成目標2について 迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。

測定指標	<p>指標4 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)</p>	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		労災特別介護施設は在宅での介護が困難な被災労働者に対し専門的な介護サービスを行う施設であり、入居者が満足できるサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度	○	○
		93.5%	93%	94%	92%	95%	95%	90%		
	年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%			
	<p>指標5 労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)</p>	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		労災就学援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		○
		85.5%	85%	86%	88%	89%	87%	80%		
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%			
<p>指標6 労災保険指定医療機関数(アウトカム)</p>	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		○	
	42,266	41,731	42,266	42,845	43,380	43,738	前年度以上			
年度ごとの目標値		前年度(41,102)以上	前年度(41,731)以上	前年度(42,266)以上	前年度(42,845)以上	前年度(43,380)以上				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
	総合判定	<p>(判定結果)A【目標達成】</p> <p>(判定理由) 指標1～指標6について、いずれも目標を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効果的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。</p>
評価結果と今後の方向性	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <p>指標1については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・ 退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピューター操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 ・ 頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。 <p>以上の取組等により、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標2については、アフターケア制度により、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発生させる恐れのある傷病を対象に医療機関での診察等に必要な経費を支給することで被災労働者の社会復帰の促進に寄与しているところであるが、当該制度の対象となる者に迅速に健康管理手帳の交付等を行うことができ、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標3については、原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人との事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均20日以内」の目標が達成できており、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標4については、目標を達成していることから、事業の実施に当たり、満足度の高いサービスを提供するために、利用者に対する有用度調査結果を国から受託者に提供し、受託者においてその結果を業務に反映させ、より効果的な施設介護を行っていることは、有効に機能していると評価できる。なお、指標4の令和元年度実績値について、総回答数は14,456であり、有用であった旨の評価は13,713である。</p> <p>指標5については、労災就学援護制度により、被災労働者やその遺族のうち、学資等の支弁が困難であると認められる者を対象に、労災就学援護費として援護費を支給することで被災労働者及びその遺族の援護を図り、労働者の福祉の増進に寄与しているところであるが、当該制度の対象となる者に迅速に援護費の支給決定等を行うことができ、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標6については、本援護事業により、被災労働者が経済的な負担を被ることなく療養(補償)給付を受けられるよう、療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関の負担軽減に寄与しているところであるが、本事業の結果、労災保険指定医療機関を増加させることができ、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>指標1については、当該事業は四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺を対象として、社会復帰はもちろん社会生活の維持までを視野に入れ、療養者としてではなく、個々の障害のレベルにふさわしい生活者としてのゴールを目指す包括的なリハビリテーション治療を提供することを目的としていることから、効率性の判断にはなじまない。</p> <p>指標2については、平成30年度末にアフターケア通院費の支給対象が拡大されたことにより例年と比較して支給可否の判断が困難となる請求が増えたと考えられる中で、前年度と同水準の実績を維持しているとともに、申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができていることから、予算額は適切な水準であり、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>指標3については、未払賃金立替払事業補助金は立替払の原資であることから、いずれも労働者とその家族の生活のセーフティネットとしての機能に万全を期すために必要不可欠である。労働者健康安全機構において、破産管財人等を対象に、未払賃金立替払制度に係る留意事項の説明等を行う研修会を開催する等により、手続の迅速化や機構による審査業務の効率化を図っている。また、事実上の倒産事業では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立を行い、精算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督促等を行い、立替払において代位取得した賃金債権の最大限確実な回収のための取組を行っている。こうしたことから、引き続き施策を継続していく上で、予算額は適正な水準であると評価できる。</p> <p>指標4については、平成29年度からの3か年契約による委託事業であり、経費は横ばいとなっているが、高水準を維持しつつ、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>指標5については、全国の都道府県労働局において統一かつ迅速・適正に援護費を支給できるよう、平成30年度末に通達改正を行うこと等により、申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができていることから、予算額は適切な水準であり、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>指標6については、令和元年度における本事業への補助金は平成30年度より約5億円減少している中で、引き続き遅滞なく貸付事業を行うことにより、労災保険指定医療機関が増加していることから、予算額は適切な水準であり、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>(現状分析)</p> <p>指標1～指標6について、それぞれ令和元年度まで順調に目標を達成しており、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、今後とも有効かつ効率的な業務運営を実施し、被災労働者等の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を適正に取り組むことが必要である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>指標1～指標6について、それぞれ順調に推移していることから、引き続き、各施策を適切に実施し、被災労働者等の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業の適正な取組に努めることとする。</p> <p>ただし、指標3(未払賃金立替払について、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間)については、どの達成目標に分類するか見直しを検討する。</p> <p>また、目標に見合った新たな指標設定や医療リハビリセンター利用者の満足度を測る方法については、今後検討する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第9回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキング(令和2年9月18日開催)で議論いただいたところ、以下の4点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p> <p>①達成目標1の指標3として、未払賃金立替払に関する指標が設定されているが、達成目標1の指標として設定されていることについて、違和感がある。目標の置き方について工夫すべき。また、予算額の大きい事業を評価対象としているが、今後はより適正な評価のために目標に見合った事業を選ぶ工夫をして項目(指標)を増やしてほしい。 ⇒ 現行の指標3について、令和3年度の事前分析表から、どの達成目標に分類するか見直しを検討する。また、目標に見合った新たな指標設定については、今後検討することとする。</p> <p>②指標1について、医療リハビリセンターの利用者の声を聞ける仕組みがあるとよいのではないか。 ⇒ 医療リハビリセンター利用者の満足度を測る方法としては、アンケート調査を実施すること等が考えられるが、これを指標とするかどうかについては、今後検討することとする。</p> <p>③指標4について、アンケート調査の母数を記載すべきである。 ⇒ 有効性の評価欄の指標4部分に、母数であるアンケート調査の総回答数(設問数38)と、有用である旨の回答数(評価)を追記した。</p> <p>④効率性の評価欄について、各種指標の達成状況を踏まえ、当該指標に関連する予算が今後も必要不可欠なものなのか、今後は効率化できるものなのかといった費用対効果の観点からの記載が不十分である。 ⇒ 指摘を踏まえ、効率性の評価欄の指標2～指標6に関する記載として、費用対効果の関係を追記したが、施策の費用対効果に関する分析方法についても、引き続き検討する。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>関連法令 労災保険法第29条(右記検索サイトから検索できます) URL https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ 労働者災害補償保険事業年報 URL https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/hoken-jigyo/gaiyou/h30_nenpou.html 関連事業の行政事業レビューシート URL:https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_3-3-2_saisyu.html</p>
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 監督課 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 石垣 健彦 監督課長 尾田 進 労災管理課長 山田 敏充 補償課長 西村 斗利 計画課長 小宅 栄作 特別支援室長 吉岡 勝利</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	---	---------------	--	-----------------	---------------